

## カジノ管理委員会第90回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者

#### 1 日時

令和5年11月10日 14時00分～14時25分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

#### 3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 坂口事務局長、嶋田次長、中山総務企画部長、原田監督調査部長、谷規制監督課長（議事担当課）、村瀬犯罪収益移転防止対策室長（議事担当課）、形岡総務課長（議事担当課）、小林総務課企画官（議事担当課）、谷村総務課企画官（議事担当課）、阿部企画課長（議事担当課）

### 第2 要旨

#### 1 議決案件

なし

#### 2 その他の案件

##### (1) FATFフォローアップについて

監督調査部長より、「FATFフォローアップ」について報告があった。

##### (2) カジノ管理委員会業務継続計画（首都直下型地震対策）の一部改正について

総務課長より、「カジノ管理委員会業務継続計画（首都直下型地震対策）の一部改正」について報告があった。

##### (3) カジノ管理委員会令和5年度補正予算案について

総務課長より、「カジノ管理委員会令和5年度補正予算案」について報告があった。

(参考)

- 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）  
（免許等）

第39条 認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。この場合において、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為（第30条第2項の規定による設置運

営事業の停止の命令若しくは第204条第1項若しくは第2項の規定によるカジノ事業の停止の命令又は第206条第8項の規定に違反して行われたものを除く。)については、刑法(明治40年法律第45号)第185条及び第186条の規定は、適用しない。

(免許の基準等)

第41条 カジノ管理委員会は、第39条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。))及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人)及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

六～十三 (略)

十四 第56条第1項の犯罪収益移転防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ事業における犯罪による収益の移転防止(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)第1条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。)のために十分なものであること。

十五 (略)

2～4 (略)

(犯罪収益移転防止規程)

第56条 犯罪収益移転防止規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引時確認の的確な実施に関する事項

二 取引記録等(犯罪収益移転防止法第7条第3項に規定する取引記録等をいう。)の作成及び保存に関する事項

三 疑わしい取引の届出(犯罪収益移転防止法第8条第3項に規定する疑わしい取引の届出をいう。)に係る判断の方法に関する事項

四 第103条第1項の規定による措置、第104条各項の措置、第105条の規定による表示及び第109条第1項の規定による届出に関する事項

2 (略)

(監査)

第196条 カジノ管理委員会は、毎年、カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(カジノ事業者が行う業務等に関する報告の徴収等)

第197条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であった者に対し、当該カジノ

事業者について第39条の免許を受けた後も引き続き第41条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第2項各号に掲げる事由のいずれにも該当していないかどうか（次項において「免許基準適合性等」という。）又は当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一～十（略）

2・3（略）

（カジノ事業者に対する監督処分）

第204条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が行う業務又は当該カジノ事業者の財産の状況に照らして、そのカジノ事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、業務方法書の変更、業務の運営若しくは財産の状況の改善計画の提出その他の当該カジノ事業者が行う業務の運営若しくは当該カジノ事業者の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ事業若しくはカジノ行為区画内関連業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、期限を付して、そのカジノ事業又はカジノ行為区画内関連業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 当該カジノ事業者が行う業務に関し他の法令の規定に違反したとき。

三 第41条第3項の規定により第39条の免許に付された条件又は第91条第4項の規定により同条第1項の承認に付された条件に違反したとき。

3 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第39条の免許又は第91条第1項の承認を取り消すことができる。

4～7（略）

8 カジノ管理委員会は、カジノ事業者の役員が第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、又はカジノ事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該カジノ事業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

以上